

※分からないことや詳しいことは、☎にお問い合わせください。

平成27年度償却資産の申告をしてください

償却資産とは、会社や個人で事業を営んでいる人が、その事業のために用いる構築物、機械、器具、備品などの資産です。償却資産を持っている人は、償却資産の申告が義務付けられています。申告に必要な書類は12月末までに郵送します。必要書類が届かない場合はお問い合わせください。エルトックスによる電子申告もできます。詳しくはeLTA Xホームページをご覧ください。早めの申告をお願いします。

●申告が必要な人
平成27年1月1日現在、事業用の償却資産を持っている人（廃業などの場合もそのことを申告してください）

●申告すべき資産
平成27年1月1日現在、荒尾市内に所在する事業用資産（他人に貸しているものも含む）

●申告方法 所定の様式に入して、税務課資産税係に提出してください。当てはまる資産がない場合も申告書の提出が必要です。

※未申告や申告漏れが判明した場合は、遡及課税や延滞金を徴収することがあります。

●申告期限
平成27年2月2日（月）
☎ 63・1346
税務課資産税係

製造事業所の皆さん 統計調査にご協力を

12月31日現在で「工業統計調査」を行います。これは「統計法」に基づいて、国が毎年実施している統計調査です。全国の製造事業所の事業所数・従業者数・製造品出荷額などを産業別・規模別・地域別に把握し、工業に関する施策の基礎資料を得ることが目的です。

12月～翌1月に調査員が伺い、調査票の配布・回収を行いますので、ご協力をお願いします。

☎ 63・1274
政策企画課企画統計係

市の窓あき封筒に 有料広告を載せませんか

本市の事務で使う窓あき封筒に有料広告を掲載していただける事業者などを募集します。

●封筒の種類と枚数

① 共通用窓あき封筒(11・8cm×22・3cm)：9万枚

② 納税(入)通知書送付用封筒(12cm×20cm)：4万8千枚

●掲載場所と広告掲載枚数
どちらも封筒裏面に2枚ずつ

●広告サイズ

① 縦7cm×横10cm

② 縦7cm×横8・5cm

●使用期間 平成27年4月から1年間（予定）

●広告掲載料
1枚当たり1円(税込)に募集枚数を乗じた金額

●募集締切 12月15日（月）午後5時15分

※募集要項や様式などはホームページからダウンロードできます。

☎ 63・1294
政策企画課情報推進室

農業委員会委員選挙名簿の申請をお忘れなく

平成27年1月1日現在で「農業委員会委員選挙人名簿」を作成します。

12月15日（月）までに申請書が届いていない人は行政協力員宅か農業委員会に申請書を用意していますので、郵送するか農業委員会へ持参してください。

●申請期限
平成27年1月9日（金）
☎ 63・1459
農業委員会

12月から児童扶養手当法が一部改正されます

公的年金を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、12月から金額が児童扶養手当額より低い人はその差額分の手当を受給できるようになります。支給要件など詳しくはお問い合わせください。

☎ 63・1417
子育て支援課

高齢者の所得税・地方税上の障害者控除

65歳以上の介護保険の要介護認定者のうち、ほぼ寝たきりの人で、一定の基準を満たしている人に「障害者控除対象者認定書」を発行します。認定されると、所得税と地方税で障害者控除を受けることができます。

税の申告をする人と障害者控除の対象となる人両方の印鑑と身分証を持って、福祉課福祉係までお越しください。

☎ 63・1406
福祉課福祉係

公益社団法人 荒尾市シルバー人材センターからのお知らせ

平成25年10月より生活の中でちょっと困ったことを、ワンコイン(500円)でお手伝いするサービスを始めました。対象者は65歳以上の高齢者のみの世帯及び障害者の一人暮らしの方です。

●ご利用の内容
朝のゴミ出し・買い置きのある電球の取替・近所での買物・洗濯物干し・洗濯物取込・布団干し・布団取込・郵便物投函・エアコンフィルターの掃除・簡単な縫製・精米(10kgまで)・ストーブの灯油入れ・カラーボックス等の組立・クモの巣とり等々

●お問い合わせ
〒864-0011 荒尾市下井手 193-1 (荒尾総合福祉センター内)
公益社団法人 荒尾市シルバー人材センター TEL 65-5200 FAX 66-3210
お気軽にお電話下さい。

500円

☎ 63・1406
福祉課福祉係

※分からないことや詳しいことは、☎にお問い合わせください。

ありあけ浄水場を見学しませんか

☎ 64-3350
企業局総務課政策企画係

ありあけ浄水場では施設を見学することができます。パネル展示や映像視聴のほか、職員が浄水場を分かりやすく案内します。見学を希望する人はご連絡ください。



更生保護サポートセンターを開設します

☎ 66-2030
荒尾地区更生保護サポートセンター

12月8日（月）、保護司会をはじめとする更生保護の拠点・更生保護サポートセンターを旧第四小学校（下井手193-1）に開設します。地域の皆さんからの犯罪や非行に関する相談を受け付けています（土・日・祝日を除く、午前9時～午後4時）。秘密は固く守りますので、ご利用ください。

●保護司会とは
保護観察対象者との面接や地域との協力などを通して、犯罪に陥った人の更生を支援しています。

高額医療・高額介護合算療養費の申請が始まります

☎ 63-1327
☎ 63-1420
☎ 63-1418
健康生活課
国保年金係
高齢者医療係
介護保険係

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額（年単位）を超えた金額が支給される制度です。

- 計算される期間 8月～翌年7月の12カ月間
- 支給対象となる世帯 医療保険と介護保険のどちらにも自己負担額があり、世帯の限度額を超えた金額が500円より大きくなる世帯
※期間内に亡くなった人の代理申請もできます。
- 合算される医療保険
介護保険を利用した人と同じ医療保険
※異なる医療保険の場合は合算されません。
- 計算されない自己負担の経費
 - ①入院・入所時の食費・部屋代・日常生活品費
 - ②介護保険での福祉用具購入費・住宅改修費
 - ③要介護状態区分別の支給限度額を超えて介護サービスを利用したときの自己負担額
 - ④70歳未満の人の医療費のうち、入院・外来・調剤、それぞれ月額で21,000円未満の自己負担額
- 申請窓口 介護保険を利用した人が7月31日に加入している医療保険の窓口

加入している医療保険	申請に関すること
国民健康保険 ☎ 63-1327	対象世帯には申請書を送りますので、内容に従って申請してください。
後期高齢者医療 ☎ 63-1420	
その他の医療保険 *各医療保険の窓口にお問い合わせください。	各医療保険窓口での申請には「介護保険自己負担額証明書」を添える必要があります。介護保険係で証明書の交付申請を行ってください。 【介護保険自己負担証明書の交付申請に必要なもの】 ①印鑑（認印可） ②預金通帳 ③医療保険の被保険者証 ④介護保険の被保険者証

※介護保険自己負担額については ☎ 63-1418
介護保険係

介護保険高額介護（介護予防）サービス費の申請

介護保険高額介護（介護予防）サービス費とは、介護サービスを利用して支払った1割の自己負担額のうち、個人の限度額（月単位）を超えた金額が支給される制度です。介護保険要介護認定の結果通知を送るときに、申請のお知らせ（ピンク色）を同封しています。申請をしていない人は早めに申請してください。

☎ 63-1418
健康生活課介護保険係

- 申請に必要なもの**
- ①印鑑（認印でも可）
 - ②預金通帳
 - ③介護保険の被保険者証